

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」の進行管理について

- 安全で安心な県づくり推進に関する基本計画については、県の最上位計画である総合計画の部門別計画として位置付けられている。
- その指標設定と進行管理については、計画に定めているとおり、「計画期間の取組の到達点を数値等の目標として明らかにした『指標』を設定し、取組の効果の検証や適切な評価を行う。また、計画に基づく取組の状況、指標等の状況は、毎年度取りまとめの上、公表すること」とし、これまで進めてきたところ。
- 総合計画の進行管理が「PDCAマネジメントサイクルの確実な実行による事業効果の適切な評価を行い、具体的な「成果の創出」と「成果の見える化」を進める。 しっかりとしたチェックを土台に、総合計画に掲げる将来の姿の実現に向けた明確な方向付け(アクションづくり)に意を置き、全庁を挙げて取り組む。」となつたことを受け、当計画においても、総合計画に準じた進行管理を行うこととした。

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画 進行管理イメージ

令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半
		R6/8/25 第1回会議 R6実績評価					
			R7事業実施	R8/8頃 第1回会議 R7実績評価			
		R8/2/6 第2回会議 R8事業構築 (主な事業報告)		R8事業実施		R9/8頃 第1回会議 R8実績評価	
				R9/2頃 第2回会議 R9事業構築 (主な事業報告)	R9事業実施		
						R10/2頃 第2回会議 R10事業構築 (主な事業報告)	

※いただいたご意見を踏まえ、各部局で当年度の事業実施や次年度の事業構築について検討する。

(参考資料2)

福島県安全で安心な県づくり推進会議について

1 安全で安心な県づくりの推進に関する条例制定の趣旨

県民の安全、安心な暮らしを脅かす諸問題は、日々、複雑化、多様化しており、これらに対処するためには、県、市町村などの行政機関による施策を着実に実施していくことはもとより、県民一人一人が地域社会の構成員として、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、身近なところから危険に気付き、備えることが大切である。

このため、県民等の安全、安心に関する自主的活動を促す「県民参画の推進」と、県を始め市町村、県民、NPOや事業者が一体となって取り組む「各主体相互の連携・協力の推進」などを基本理念として、防災、防犯、食品の安全確保、消費者保護などの10分野における施策を総合的かつ計画的に展開するため平成21年4月に「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」を制定した。

なお、「犯罪被害者等支援の推進」については、新たに「福島県犯罪被害者等支援条例（令和4年4月1日施行）」を制定したことに伴い削除となった。

2 福島県安全で安心な県づくり推進に関する基本計画

(1) 基本目標

本条例に基づき、平成22年3月に「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」を策定し、現在は、防災、防犯、交通安全、食品の安全確保など9の分野を総合的にとらえ、県民が、安全に安心して暮らし、活動できる地域社会の実現を目指す。

(2) 指標の設定と進行管理

計画期間の取組の到達点を数値等の目標として明らかにした「指標」を設定し、取組の効果の検証や適切な評価を行う。また、計画に基づく取組の状況、指標等の状況は、毎年度取りまとめの上、公表する。

(3) 計画の改定

東日本大震災と原子力災害の発生を受け、避難による地域コミュニティの崩壊など計画策定時の想定を超えて大きく変化した社会情勢に対応するため平成25年3月に改定を行った。

さらに、避難指示区域の再編が進み、また、豪雨災害などこれまでに経験したことのないような自然災害の頻発や高齢者を狙った詐欺や子供に対する虐待など県民の安全安心を脅かす事象も多岐にわたり発生していることなどを踏まえ平成29年3月に改定を行った。

加えて、令和元年東日本台風や福島県沖地震等の自然災害の発生、新型コロナウィルス感染症の拡大、ALPS処理水の処分方針の決定などの社会情勢を踏まえ、令和4年3月に改定を行った。

(参考)

これまでの経過

平成 20 年 12 月 24 日

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」公布（平成 21 年 4 月 1 日施行）

平成 22 年 3 月

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画（H22－26 年度）」策定

平成 23 年 3 月 11 日

東日本大震災

平成 25 年 3 月

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画（H25－32 年度）」改定

平成 29 年 3 月

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画（H29－32 年度）」改定

令和 4 年 3 月

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画（R 4－R 12 年度）」改定

(参考資料3)
福島県安全で安心な県づくり推進会議設置要綱

(設置)

第1条 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例における安全で安心な県づくりを推進し、かつ市町村及び県民等への活動支援に対する意見及び助言を県民等から幅広く求めるため、福島県安全で安心な県づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を協議し、意見及び助言を行う。

- (1) 安全で安心な県づくりに関する基本計画の策定、変更及び評価に関すること。
- (2) 県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」という。）による安全で安心な県づくりに関する自主的活動の推進に関すること。
- (3) 県、市町村及び県民等の連携の推進に関すること。
- (4) 市町村及び県民等の活動支援に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(委員任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 再任はできるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を主宰し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求める意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、危機管理部危機管理総室危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。